

## まさか！子どものオンラインゲーム無断課金に注意

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

子どもが保護者に無断でオンラインゲームの課金をし、高額な請求を受けるトラブルは依然として増加傾向にあります。

オンラインゲームの課金の多くは、スマートフォンのアカウントに事前登録された決済方法(クレジットカードやキャリア決済など)で行われます。こうした保護者のアカウントが使える状態の端末を子どもに貸与し、無断で課金されたケース、あるいは親がパスワードや指紋・顔認証などを設定していたものの、子どもが勝手にパスワード変更や追加の認証をしていたケースもあり、注意が必要です。

### 【事例】

親の古いスマホを小学生の子どもに与えたところ、50万円もゲーム課金していた。スマホには親のアカウントでクレジットカードの情報を登録していた。課金するにはパスワードを設定していたが、子どもが顔認証を設定していた。

### 消費者へのアドバイス

- ①保護者の端末を子どもに使わせる場合は、アカウントを使えない状態にしましょう。
- ②子ども用として端末を与える場合、子ども専用のアカウントを作り、保護者のアカウントで「ペアレンタルコントロール」を利用して管理しましょう。
- ③未成年者が保護者の同意なく課金をした場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合がありますが、保護者のアカウントで課金していた場合、「子どもが使った」という証明が難しいことがあります。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188 (いやや)  
埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

## かみかわ町長コラム

### フィンランド大使へ神川産の梨「彩玉」を献上



神川町長 櫻澤 晃

令和6年9月9日、フィンランド大使館にてタンヤ・ヤースケライネン大使を表敬訪問しました。当日は埼玉フィンランド協会の米竹理事長にもご同席いただきました。

神川町では9年前よりフィンランドの子育て支援策「ネウボラ」研修を通し、繋がりを持たせていただいております。世界幸福度ランキング6年連続世界のフィンランドから学ぶ面も多く、様々な分野で意見交換させていただきました。

子育て支援策では、家族を基本とし、地域や社会全体で「子どもを育て」不足する場合は国がしっかりと支援する「しくみ」ができているとのお話がありました。

福祉国家といわれるだけあって、子育て、教育、医療には手厚く、また、保健、環境、個人の安全など全ての分野で、時代を先取りした政策を進めている国と感じました。



## ふるさと対抗戦に参加します！ オクトーバー・ラン&ウォーク2024

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

町民の皆様の記録がランキングに反映されますので、ぜひご参加ください。

### 【オクトーバー・ラン&ウォークとは？】

専用のスマホアプリを使用して、1か月間の走行距離や歩数の実績を様々なランキングで競うオンラインイベントです。詳細は町ホームページをご覧ください。

開催期間 10月1日(火)～31日(木) ※申込みは10月31日まで随時行えます。

### 参加方法

- ランニング部門 Sports net ID(RUNETアカウント)を登録後、アプリ「TATTA」をダウンロードし、エントリーしてください。
- ウォーキング部門 アプリ「スポーツタウンWALKER」をダウンロードし、「ふるさと対抗戦」にエントリーしてください。

※「ランニング部門」では町内ランキングは出ません。

※「ウォーキング部門」では「ふるさと対抗戦」にエントリーした方のみ、市区町村間の対抗戦に歩数がカウントされます。エントリーしなくても町内ランキングは表示されます。なお、町内ランキング上位者にはささやかな賞品を予定しています。

※大会に関する問合せはオクトーバー・ラン&ウォーク事務局(☐october@runners.co.jp)へお願いします。



町ホームページ



大会ホームページ

## ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

### 2年以上の受け取りで元がとれる付加年金制度

付加年金制度とは、定額の国民年金保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることで、将来受給する年金額を増やすことができる制度です。

#### ①保険料として納める額

定額の国民年金保険料 月額 16,980 円 (令和6年度) + 付加保険料 月額 400 円

#### ②将来受け取る老齢基礎年金額

老齢基礎年金 ※支払期間によって受取金額は異なります + 200 円×付加保険料納付月数

#### 【付加保険料を40年間(480か月)納めた場合】

納める付加保険料の総額は… 400円×480月=192,000円

毎年受け取ることができる付加年金額は… 200円×480月=96,000円

⇒付加年金として毎年96,000円受け取ることができます。

⇒付加年金を2年受け取れば納めた付加保険料の総額と同額となるため、将来的に大変お得です。

#### <納めることができる方>

- 国民年金第1号被保険者
- 任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)
- 産前産後免除期間に該当の方

#### ○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012  
保険健康課 0495-77-2113  
地域振興課 0274-52-3271

#### <納めることができない方>

- 国民年金保険料の納付を免除または猶予されている方
- 国民年金基金に加入されている方

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号  
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。  
予約受付専用番号 0570-05-4890